

第1号議案

1 届出内容

変更（届出年月日：令和元年9月13日 根拠条文：法第6条第2項）※駐車場の自動車の出入口の数及び位置

名称	明石西インター南計画			
所在地	明石市魚住町清水 2464 番 1			
設置者	ナガサワ食品株式会社 株式会社トリアルカンパニー			
小売業者の名称（業態）	物品販売業を営む店舗（食料品・自動車等）			
変更年月日	令和元年9月24日			
店舗面積	4,119 m ²			
建築面積、延べ面積、敷地面積	5,756 m ² 、5,693 m ² 、27,345 m ²			
用途地域 等	第2種住居地域			
騒音に係る基準	環境基準：A類型・B類型、規制基準：第2種			
駐車収容台数	変更前 215 台（全体収容台数 293 台）（≧ 必要台数 199 台） 変更後 221 台（全体収容台数 314 台）（≧ 必要台数 221 台）			
	夜間駐車場の利用制限	有	制限後台数	186 台 （全体収容台数 242 台）
駐輪収容台数	60 台			
荷さばき施設面積	120.0 m ²			
廃棄物等保管容量	34.2 m ³			
営業時間	24 時間			
駐車場の利用時間	24 時間			
駐車場の出入口の数	変更前 出入口 1 箇所、出口 2 箇所、入口 1 箇所 変更後 出入口 2 箇所、出口 1 箇所、入口 1 箇所			
荷さばき施設の利用時間帯	午前 6 時から午後 10 時まで			
備考	・新設（届出年月日：平成29年1月18日、根拠条文：法第5条第1項、条例審議：平成28年9月、条例報告：平成28年11月） → 意見通知（平成29年8月8日） ・届出を変更しない旨の通知（通知年月日：平成29年9月6日、根拠条文：法第8条第7項） → 勧告を行わない旨の通知（平成29年10月27日）			

2 法第8条第1項及び第2項の規定による意見の有無

明石市の意見の有無	なし
明石市の区域内に居住する者等の意見の有無	なし

3 重要事項

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

県の判断	適
------	---

① 駐車場に関する事項

【必要駐車台数の算定・確保】

指針に基づく必要台数は 199 台であるが、実績に基づく来客用駐車台数を 221 台確保する。

[指針式]

$$4.119 \text{ 千} \text{ m}^2 \times 976.43 \text{ 人/千} \text{ m}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率} 14.4\% \times \text{分担率} 70\% \div \text{平均乗車人員} 2.0 \text{ 人/台} \\ \times \text{平均駐車時間係数} 0.878 \approx 178 \text{ 台}$$

併設施設の割合 $31.90\% \geq 20.00\%$ より、指針値との比率は $0.010 \times 31.90 + 0.80 = 1.119$

$$178 \text{ 台} \times 1.119 \approx 199 \text{ 台}$$

[実績]

調査日（平成 30 年 12 月 16 日（日）・12 月 17 日（月））における最大滞留台数は 194 台。

レジ実績により、調査日と平均的な休祭日の日来客数実績（トライアルカンパニーのレジ実績）を比較した結果、来客数比率 = 1.14。

平均的な休祭日の必要駐車台数は、194 台 × 来客数比率 1.14 = 221 台。

よって、実績 221 台 > 指針 199 台より、実績の 221 台を届出台数とした。

② 道路交通への影響に関する事項

【交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価】

ア 店舗により発生する自動車台数と来退店経路の設定

○ ピーク 1 時間当たりの来（退）店自動車台数

[指針式]

$$4.119 \text{ 千} \text{ m}^2 \times 976.43 \text{ 人/千} \text{ m}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率} 14.4\% \times \text{分担率} 70\% \div \text{平均乗車人員} 2.0 \text{ 人/台} \\ \approx 203 \text{ 台}$$

併設施設の割合 $31.90\% \geq 20.00\%$ より、指針値との比率は $0.010 \times 31.90 + 0.80 = 1.119$

$$203 \text{ 台} \times 1.119 \approx 227 \text{ 台}$$

[実績]

調査日（平成 30 年 12 月 16 日（日）・12 月 17 日（月））における最大入庫台数は 259 台。

・・・**A**

レジ実績により、調査日と平均的な休祭日の日来客数実績（トライアルカンパニーのレジ実績）を比較した結果、来客数比率 = 1.14。

平均的な休祭日の来店自動車台数は、259 台 × 来客数比率 1.14 = 295 台。・・・**B**

よって、実績 295 台 > 指針 227 台より、実績の 295 台を平均的な休祭日のピーク 1 時間当たりの来（退）店自動車台数とした。

○ 商圈（店舗を中心に半径 3.0km）を 6 方面に分け、各方面別の世帯数比で調査日の 259 台/h と、平均的な休祭日の 295 台/h を各地域からの経路に配分する。

エリア	世帯数 (世帯)	配分比 (%)	来店・退店ピーク台数 (台/h) 調査日/平均的な休祭日
1	10,972	25.4	各 66/各 75
2	4,223	9.8	各 25/各 29
3	2,165	5.0	各 13/各 15
4	2,650	6.1	各 16/各 18
5	8,875	20.6	各 53/各 61
6	14,266	33.1	各 86/各 97
計	43,151	100.0	A 各 259/各 295 B

イ 交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価

○ 今回の届出では、国道2号側の土地を新たな来退店経路に設定するため、来退店経路の見直しを行う。交通量の調査日が平均的な休祭日ではないので、経路の見直しの際に、以下の検討方法で平均的な休祭日の交通量の変更前後(③・④)の比較を行い、交差点需要率及び車線別混雑度の検討を行う。

①現況交通量

②現況交通量 - $\frac{A}{A+B}$ (見直前の経路) = 本計画の発生交通量がない状態

③現況交通量 - $\frac{A}{A+B}$ (見直前の経路) + $\frac{B}{A+B}$ (見直前の経路) = 変更前の平均的な休祭日の交通量

④現況交通量 - $\frac{A}{A+B}$ (見直前の経路) + $\frac{B}{A+B}$ (見直後の経路) = 変更後の平均的な休祭日の交通量

○ 信号交差点の交差点需要率、車線別混雑度は下表のとおり。

○ ピーク時間帯において交通処理は可能と考えられる。

(上段：交差点需要率、下段：車線別混雑度)

※網かけは最大値を示す。

調査地点	③平均的な休祭日 (変更前) 下線部は経路		④平均的な休祭日 (変更後) 下線部は経路		
	平日	休日	平日	休日	
交差点No. 1 (清水) 平： 7時台 休： 17時台	0.769	0.717	0.793 ↗	0.748 ↗	
	0.747	0.670	0.833 ↗	0.795 ↗	北西流入左直
	0.369	0.303	0.369 -	0.303 -	北西流入右
	0.979	0.712	0.979 -	0.712 -	南東流入左直
	0.599	0.784	0.653 ↗	0.944 ↗	南東流入右
	0.656	0.648	0.627 ↓	0.605 ↓	北東流入左直
	0.182	0.239	0.169 ↓	0.217 ↓	北東流入右
	0.363	0.388	0.324 ↓	0.336 ↓	南西流入左直
	0.316	0.181	0.482 ↗	0.378 ↗	南西流入右
交差点No. 2 (清水北) 平： 7時台 休： 17時台	0.334	0.419	0.320 ↓	0.388 ↓	
	0.088	0.077	0.088 -	0.077 -	北西流入左直右
	0.301	0.430	0.301 -	0.430 -	南東流入左直右
	0.358	0.420	0.344 ↓	0.399 ↓	北東流入左直
	0.005	0.002	0.005 -	0.002 -	北東流入右
	0.362	0.445	0.340 ↓	0.406 ↓	南西流入左直右
交差点No. 3 (明石西インター) 平： 7時台 休： 17時台	0.654	0.543	0.619 ↓	0.490 ↓	
	0.834	0.565	0.812 ↓	0.529 ↓	北西流入左直右
	0.504	0.607	0.457 ↓	0.538 ↓	北西流入右
	0.295	0.375	0.295 -	0.375 -	南東流入左
	0.508	0.508	0.508 -	0.508 -	南東流入直右
	0.877	0.693	0.773 ↓	0.542 ↓	北東流入左直
	0.396	0.515	0.396 -	0.515 -	北東流入右
	0.308	0.339	0.242 ↓	0.248 ↓	南西流入左
	0.784	0.590	0.784 -	0.590 -	南西流入直
	0.654	0.684	0.539 ↓	0.511 ↓	南西流入右
交差点No. 4 (六分一) 平： 7時台 休： 12時台	0.824	0.634	0.765 ↓	0.567 ↓	
	1.055	0.764	0.902 ↓	0.593 ↓	西流入左直右
	0.328	0.444	0.328 -	0.444 -	東流入左
	0.788	0.398	0.788 -	0.398 -	東流入直右
	0.327	0.238	0.327 -	0.238 -	北流入左直
	0.446	0.158	0.446 -	0.158 -	北流入右
	0.713	0.487	0.713 -	0.487 -	南流入左直
	0.327	0.418	0.327 -	0.418 -	南流入右

調査地点	③平均的な休祭日 (変更前) 下線部は経路		④平均的な休祭日 (変更後) 下線部は経路		
	平日	休日	平日	休日	
交差点No. 5 (中岡) 平： 7時台 休： 14時台	0.607	0.480	0.571 ↓	0.426 ↓	
	<u>0.740</u>	<u>0.452</u>	<u>0.740</u> -	<u>0.452</u> -	北西流入左直右 南東流入左直右 北東流入左直右 南西流入左直右
	<u>0.945</u>	<u>1.178</u>	<u>0.741</u> ↓	<u>0.869</u> ↓	
	0.941	0.589	<u>0.941</u> -	0.589 -	
<u>0.748</u>	<u>0.563</u>	0.567 ↓	0.381 ↓		

(2) 騒音の発生に係る事項

県の判断	適
------	---

① 騒音の予測・評価

□ 騒音の総合的な予測・評価

予測地点		隣接地	主な音源 () は夜間のみ	昼間		夜間	
				環境基準	等価騒音 レベル	環境基準	等価騒音 レベル
A	H= 1.2m	事業所	来客車両走行音 (来客車両走行音)	55 dB (B類型)	50 dB	45 dB (B類型)	44 dB
B	H= 1.2m	事業所	来客車両走行音 (来客車両走行音)	55 dB (B類型)	40 dB	45 dB (B類型)	34 dB
C	H= 1.2m	未利用地	廃棄物収集作業音 (来客車両走行音)	55 dB (B類型)	60 dB	45 dB (B類型)	40 dB
C'	H= 4.2m	住宅	廃棄物収集作業音 (来客車両走行音)	55 dB (B類型)	45 dB	45 dB (B類型)	31 dB
D	H= 1.2m	未利用地	換気口騒音 (冷凍機室外機騒音)	55 dB (B類型)	57 dB	45 dB (B類型)	52 dB
D'	H= 4.2m	住宅	換気口騒音 (換気口騒音)	55 dB (A類型)	52 dB	45 dB (A類型)	44 dB
E	H= 1.2m	住宅	来客車両走行音 (来客車両走行音)	55 dB (A類型)	54 dB	45 dB (A類型)	45 dB
F	H= 1.2m	住宅	来客車両走行音 (来客車両走行音)	55 dB (A類型)	52 dB	45 dB (A類型)	42 dB
G	H= 1.2m	事業所	来客車両走行音 (来客車両走行音)	55 dB (A類型)	48 dB	45 dB (A類型)	41 dB
H	H= 1.2m	事業所	来客車両走行音 (来客車両走行音)	55 dB (B類型)	44 dB	45 dB (B類型)	37 dB
I	H= 1.2m	未利用地	来客車両走行音 (来客車両走行音)	55 dB (A類型)	53 dB	45 dB (A類型)	45 dB
J	H= 1.2m	事業所	来客車両走行音 (来客車両走行音)	55 dB (B類型)	47 dB	45 dB (B類型)	40 dB

※各予測地点において、騒音が最大となる高さについてのみ結果を掲載

→地点Cで昼間、地点Dで昼間及び夜間に環境基準を上回っているが、最も近い住宅の建物面である地点C'及び地点D'では環境基準を下回っている。

□ 発生する騒音ごとの予測・評価

予測地点		隣接地	主な音源	規制基準	騒音レベル
a	H= 1.2m	道路	来客車両走行音	45 dB(第2種)	70 dB
a'	H= 1.2m	事業所	来客車両走行音	45 dB(第2種)	45 dB
b	H= 1.2m	道路	キュービクル	45 dB(第2種)	39 dB
c	H= 1.2m	未利用地	来客車両走行音	45 dB(第2種)	48 dB
c'	H= 1.2m	住宅	来客車両走行音	45 dB(第2種)	34 dB
d	H= 1.2m	未利用地	冷凍機室外機	45 dB(第2種)	52 dB
d'	H= 1.2m	住宅	冷凍機室外機	45 dB(第2種)	41 dB
e	H= 1.2m	住宅	来客車両走行音	45 dB(第2種)	45 dB
f	H= 1.2m	住宅	来客車両走行音	45 dB(第2種)	45 dB
g	H= 1.2m	事業所	来客車両走行音	45 dB(第2種)	47 dB
h	H= 1.2m	道路	来客車両走行音	45 dB(第2種)	70 dB
h'	H= 1.2m	事業所	来客車両走行音	45 dB(第2種)	46 dB
h''	H= 1.2m	住宅	来客車両走行音	45 dB(第2種)	42 dB
i	H= 1.2m	道路	来客車両走行音	45 dB(第2種)	70 dB
i'	H= 1.2m	未利用地	来客車両走行音	45 dB(第2種)	56 dB
i''	H= 1.2m	住宅	来客車両走行音	45 dB(第2種)	42 dB
j	H= 1.2m	道路	来客車両走行音	45 dB(第2種)	70 dB
j'	H= 1.2m	事業所	来客車両走行音	45 dB(第2種)	37 dB

※各予測地点において、騒音が最大となる高さについてのみ結果を掲載

→まず、敷地境界である地点 a、c、d、g、h、i、j で規制基準を上回るが、g は住居ではないので、影響は少ないと考える。

次に、地点 a、c、d、h、i、j 直近の敷地境界である地点 a'、c'、d'、j' では規制基準を下回るが、地点 h'、i' では規制基準を上回る。

しかし、地点 h'、i' 直近の住宅の敷地境界である地点 h''、i'' では規制基準を下回る。

このことより、周辺的生活環境に大きな影響はないと考える。

4 法第8条第1項の規定により明石市から聴取した意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
・意見なし	—	—

5 県が隣接市町（加古川市・稲美町・播磨町）から聴取した意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
・意見なし	—	—

6 法第8条第2項の規定により明石市の区域内に居住する者等から述べられた意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
・意見なし	—	—

7 関係機関からの意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
<p>【兵庫県警察本部交通規制課】</p> <p>1 案内誘導看板等の設置について 出入口を明示する案内誘導看板を設置するとともに、設置箇所については、事前に明石警察署長と調整されたい。</p> <p>2 来退店経路について チラシ・ホームページ等の各種媒体を活用して、来退店経路を周知するように広報を徹底するとともに、特に来店車両が交差点B（清水北）を右折しないよう徹底されたい。</p> <p>3 店舗出入口への交通誘導員の配置について (1) 繁忙日等については、出入口に交通誘導員を配置し、交通の安全を確保されたい。 (2) 出入口②の周辺については、一般車両と来退店車両が錯綜するおそれがあることから、必要に応じて交通誘導員を適宜配置されたい。</p> <p>4 駐車対策について 来店した入庫待ち車両が、店舗周辺の公道上に滞留しないように留意されたい。</p> <p>5 周辺地域の生活環境の保持について 周辺交通の支障の有無を随時確認し、問題が発生した場合は、必要な対策を講じ、関係機関に報告すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・案内誘導看板の設置箇所については、事前に明石警察署長と調整しております。 ・来店経路を示す誘導看板（野立て看板）、チラシ配布及び店内掲示等により来退店経路の周知を行っております。また、出入口②付近の交通誘導員により交差点B（清水北）からの進入を抑制しており、現時点では当該交差点での右折車両による一般交通への支障は生じておりません。今後、当該状況に変化が生じた場合は、交差点B（清水北）へ誘導看板（右折防止看板）の設置を行う等、明石市や地元自治会及びその他関係機関と協議の上、必要な対策を講じてまいります。 ・繁忙日等については、各駐車場出入口に交通誘導員を配置致します。 ・出入口②及び新設車路敷地側に交通誘導員を配置（午前7時から午後7時まで）し、一般車両と来退店車両の錯綜の防止に努めております。 ・現状において入庫待ち車両による公道上での滞留等は生じておりませんが、引き続き留意致します。 ・周辺交通に支障等が生じた場合は、必要な対策を講じるとともに、関係機関に報告致します。 	設置者の対応は妥当と判断する。
<p>【道路保全課】 令和元年11月15日の現地立会に基づき、国道2号のゼブラゾーン内にポストコーンを13本設置すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現地立会のとおり、国道2号へポストコーンを設置致します。 	同上

<p>【都市政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境の保全と創造に関する条例では、建築面積又はその敷地面積が 1,000 ㎡以上の場合、同条例施行規則で定める緑化基準に従い、当該建築物又はその敷地を緑化しなければならない規定があるので留意されたい。 兵庫県まちづくり基本条例による事業者の責務に基づき、地域と一体となったまちづくりを進める観点から、今後とも地元と十分に話し合った上で事業を展開されたい。 福祉のまちづくり条例に基づくチェック&アドバイス制度及びひょうご県民ユニバーサル認定制度を活用されたい。（詳細は添付ファイルの通り） また、新築、既存に関わらず敷地内の建築物の延べ面積の合計が 10,000 ㎡以上となる場合は、バリアフリー情報を公表しなければならないので、留意されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境の保全と創造に関する条例に基づき、建築物及び敷地について必要な緑化を行っております。 地元とも協議を行い、事業を行ってまいります。 福祉のまちづくり条例に基づくチェック&アドバイス制度及びひょうご県民ユニバーサル認定制度の利用を検討します。なお、敷地内の各建築物の延べ面積は 10,000 ㎡を下回るため該当ありません。 	<p>設置者の対応は妥当と判断する。</p>
--	--	------------------------

8 法第8条第4項の規定による意見（案）

<p>県の意見の有無</p>	<p>有しない。</p>
<p>留意事項の有無</p>	<p>次の留意事項を付記する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。特に、清水北交差点については、来店車両が右折しないよう徹底すること。また、新設車路の国道2号側における右折の出入り禁止対策については、関係機関と協議の上、必要な措置を講じること。 繁忙時等は、駐車場の出入口等に交通誘導員を配置し、来店車両の安全かつ円滑な出入庫を図ること。また、店舗周辺の道路は通学路となっていることから、来客に安全運転を周知するとともに、地元等との協議に基づき、午前7時から午後7時まで出入口②付近に交通誘導員を常時配置するなど、歩行者等の安全な通行の確保に努めること。 周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑その他安全上の問題等が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。 近隣の居住者等から騒音に係る苦情等があった場合は、適切な措置を講じること。 近隣の未利用地に住宅等が立地する場合は、騒音の発生による生活環境への影響を及ぼさないよう、適切な措置を講じること。